

- 貸金業法および関連法令に基づき、当社が提供する貸付けに係る利率（実質年率）を下記のとおり
揭示いたします。個別の契約条件は、契約締結前書面等にてご確認ください。

貸金業法に基づく表示

貸金業者登録票	
商号	くにうみ AI 証券株式会社
登録番号	東京都知事（1）第 31912 号
登録有効期間	令和 7 年 9 月 1 日～令和 10 年 8 月 31 日
日本貸金業協会	協会員番号 第 006240 号

「貸金業務の苦情相談窓口」のご紹介

当社との間における貸金業に係る苦情・紛争の解決のため、貸金業法上の指定紛争解決機関である日本貸金業協会をご利用いただけます。日本貸金業協会は、貸金業に関する苦情および紛争の解決手続きを実施します。

名称	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
所在地	〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15
電話番号	0570-051-051
受付時間	9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

※詳細については下記をご確認ください。

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

<https://www.j-fsa.or.jp/personal/contact/index.php>

媒介条件表

媒介の種類	手形貸付の媒介	証書貸付の媒介	極度方式基本契約の媒介	手形割引の媒介	売渡担保の媒介	その他の媒介
媒介手数料の計算方法（媒介手数料の割合を含む。）	貸付け金額× 媒介手数料 5% 媒介手数料金額 0	貸付け金額× 媒介手数料 5% 媒介手数料金額 0	貸付け金額× 媒介手数料 5% 媒介手数料金額 0	貸付け金額× 媒介手数料 5% 媒介手数料金額 0	貸付け金額× 媒介手数料 5% 媒介手数料金額 0	貸付け金額× 媒介手数料 5% 媒介手数料金額 0
媒介先の貸付利率 又は 割引率	※20%	※20%	※20%	6.0% ～ 19.83%	※20%	※20%
媒介先の返済方式	一括返済	元金均等返済	一括返済	一括返済	一括返済	一括返済
媒介先の返済期間	最短期間 ～ 最長期間 1～120	最短期間 ～ 最長期間 1～120	最短期間 ～ 最長期間 1～120	最短期間 ～ 最長期間 1～120	最短期間 ～ 最長期間 1～120	最短期間 ～ 最長期間 1～120
媒介先の返済回数	1回	2回～120回	1回	1回	1回	1回
貸金業取扱主任者の氏名	李 遠					
指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター					
媒介先業者名	くにうみ AI 証券株式会社					

- 金利は審査の結果により決定されます。ご希望の条件に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。金利および貸付条件の詳細についてご不明な点がございましたら、当社窓口までお問い合わせください。